

国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の決議、特に決議第三百八十六号（二十一年）、第千五百十号（二十三年）、第千七百七号（二十六年）及び第千七百四十六号（二十七年）を再確認し、

また、決議第千二百六十七号（千九百九十九年）、千三百六十八号（二十一年）、千三百七十三号（二十一年）を再確認し、及び国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶するための国際的な努力に対する支持を再確認し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議第千二百六十五号（千九百九十九年）、千二百九十六号（二十年）、千六百七十四号（二十六年）及び千七百三十八号（二十六年）並びに女性、平和及び安全に関する決議第千三百二十五号（二十年）を想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い支持を再確認し、

アフガニスタン全土にわたる治安及び法律と秩序を提供する責任がアフガニスタン当局に所在することを認識し、及びアフガニスタン政府の国際治安支援部隊（ISAF）との協力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の多面的かつ相互連関的な性質を認識し、治安、統治及び開発並びに麻薬対策の分野横断的な問題についての持続的な進展が相互に強化し合うことを再確認し、アフガニスタン・コンパクトにより提示された包括的な枠組みを通じ一貫した方法でこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府及び国際社会の継続的な努力を歓迎し、

アフガニスタンにおける平和及び安定を促進するに当たり国際連合が引き続き果たす中心的な役割を強調し、包括的な取組の文脈において、国際連合アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の目的とISAFの目的との間の相乗効果に留意し、及びそれぞれに指定された責任を適切に考慮して持続的な協力、協調及び相互支援を更に行っていく必要性を強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、特に地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事及び文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非合法武装集団及び麻薬取引に従事する者による暴力行為及びテロ行為の拡大、及びテロリズムの活動と不法薬物との間の結びつきについての懸念を改めて表明し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に基本的役務を提供し、及び彼らの人権及び基本的自由の完全な享受を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバーン、アル・カーイダその他過激派集団による暴力及びテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する懸念を同様に表明し、

治安状況を改善し、タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団によりもたらされている脅威に引き続き対処するため、ISAF及び不朽の自由作戦（OEF）連合を含む国際社会の支援を得て行われるアフガニスタン政府による継続的な努力への支持を改めて表明し、この関連で、ISAF及びOEF連合によるものを含む継続的な国際的努力の必要性を強調し、

文民、アフガニスタン部隊及び国際部隊を標的とするすべての攻撃（簡易爆発装置（IED）、自爆攻撃及び拉致を含む）、並びにアフガニスタンにおける安定、復興及び開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、並びにタリバーンその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難し、

すべての文民の犠牲に関する懸念を表明し、文民の生命の保護を確保するためにすべての実行可能な措置をとり、国際人

道法及び国際人権法を支持することに対する要請を改めて表明し、

文民の犠牲の危険性を最小化するため I S A F その他国際部隊により行われている強力な努力、特に戦術及び手続の継続的な見直し並びに文民の犠牲が発生したと伝えられる場合にアフガニスタン政府と協力して実施される事件後の見直しを認識し、

治安部門の改革（アフガニスタン国軍及び警察の更なる強化、非合法武装集団の解体、司法部門の改革及び麻薬対策を含む。）の更なる進展の必要性を強調し、

この文脈において、アフガニスタンにおける法の支配及び人権の尊重を改善するためのアフガニスタンの刑務所部門の再建及び改革の更なる進展の重要性を強調し、

アフガニスタン憲法の枠内で平和的な政治対話及び自国の社会経済開発に建設的に従事すること、及び非合法の武装集団の使用を含む暴力を用いることを避けることに対するすべてのアフガニスタン政党及び集団への要請を改めて表明し、

隣接の及び地域のパートナーによるアフガニスタンの安定化のための貢献の重要性を認識し、アフガニスタンにおける治安、統治及び開発を促進するための効果的な手段として地域協力を進めることの決定的な重要性を強調し、

アフガニスタン全土への I S A F の拡大の完了、I S A F と O E F 連合との間の継続的な調整、及び I S A F とアフガニスタンにおける欧州連合のプレゼンス、特にその警察部門（E U P O L アフガニスタン）との間に確立された協力を歓迎し、

北大西洋条約機構（N A T O）により提供される指導的役割並びに I S A F 及び海上阻止の要素を含む O E F 連合への多

数の国による貢献に対する評価を表明し、

アフガニスタンにおける情勢が引き続き国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

アフガニスタン政府と調整し、ISAFの任務の完全な履行を確保することを決意し、

これらの理由により国際連合憲章第七章の下で行動し、

1. 決議第千三百八十六号（二千年）及び第千五百十号（二千年）が定める国際治安支援部隊の承認を二千年十月十三日から十二ヶ月間延長することを決定する。

2. ISAFに参加している加盟国に対し、その任務を遂行するために必要なすべての手段をとる権限を付与する。

3. ISAFにつき、その運用上のすべての要求に応えるため、これを更に強化する必要性を認識し、この関連で、加盟国に対し、要員、装備その他資源をISAFに提供し、及び決議第千三百八十六号（二千年）に従って設立された信託基金に貢献を行うことを要請する。

4. アフガニスタンの治安に対して長期的な解決策を示すために、アフガニスタンの治安部門の効果的な機能性、専門性及び説明責任を増大することの重要性を強調し、ISAFその他パートナーに対し、財源の許す限り、アフガニスタン国家治安部隊、特にアフガニスタン国家警察を訓練し、指導し及び強化するための努力を継続することを懇請する。

5. ISAFに対し、部隊の任務の履行について、アフガニスタン政府、事務総長特別代表及びOEF連合と緊密に協議しつつ活動を継続することを要請する。

6. ISAFの指導部に対し、その任務の履行について、事務総長を通じて安全保障理事会に定期的に報告（四半期報告の提出を通じるものを含む。）することを要請する。

7. この問題に引き続き積極的に関与していくことを決定する。